

国立大学法人京都教育大学共催・後援等に関する要項

平成23年 9月12日 制 定
平成31年 2月18日 最終改正

(趣 旨)

第1条 この要項は、国立大学法人京都教育大学（以下「本学」という。）が、本学以外の教育研究機関等（以下「機関等」という。）の主催する催しや活動（以下「事業等」という。）について、共催、協賛又は後援（以下「共催等」という。）を行う場合に関し、必要な事項を定めるものとする。

(共催等の区分)

第2条 共催等の区分については、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 「共催」とは、機関等が主催する事業等について、本学と共同で企画及び運営を行うことをいう。
- 二 「協賛」とは、本学が加盟又は連携協定等により特に深い関わりを持つと認められる機関等が主催する事業等に賛同し、協力することをいう。
- 三 「後援」とは、機関等が主催する事業等について、本学がその趣旨に賛同し、本学の名義の使用を認めることをもって支援することをいう。

(機関等の範囲)

第3条 本学が共催等を行う機関等は、次の各号に該当するものとする。

- 一 国又は地方公共団体の機関
- 二 学校又は教育研究機関
- 三 教育、学術、文化又はスポーツに関する団体（宗教法人及びこれに準ずる団体を除く。）
- 四 その他学長が適当と認めるもの

(事業等の範囲)

第4条 本学が共催等を行う事業等は、次の各号すべてに該当するものとする。

- 一 教育、学術、文化又はスポーツの振興に寄与する広範的な規模にわたる事業等で、かつ、事業等の目的が本学の目的に合致するものであること
- 二 機関等の存立基盤が明確であり、かつ、役員その他事業関係者が社会的に信用できる者であること
- 三 事業等の開催計画が明確であり、かつ、本学の業務遂行に支障をきたさないものであること
- 四 宗教活動、政治活動又は営利事業の一環として行われないこと

2 本学が共催する事業等は、前項に加えて、学内対応組織が明確であり、かつ、事業等の運営に十分な組織体制をもって臨めるものとする。

(申請手続)

第5条 本学との共催等を希望する機関等の代表者等（以下「申請者」という。）は、原則として、当該事業等開始予定日の1ヶ月前までに、本学所定の申請書（別紙様式1）に、次の各号に掲げる書類を添えて、学長に申請するものとする。

- 一 機関等の設置目的及び事業内容を示す定款又は会則等の資料
- 二 機関等の役員等名簿
- 三 当該事業等の計画書又は開催要項案（収支予算案を含む。）
- 四 当該事業等参加者への案内文書案等

2 申請者は、前項により提出した当該事業等の計画書及び他の書類について、提出後に変更があった場合、直ちに変更後の計画書及び他の書類を提出するものとする。

(許可等の決定)

第6条 学長は、前条の申請手続があった場合、役員会の議を経て共催等の許可又は不許可を決定するものとする。

2 学長は、共催等の許可にあたって、必要に応じて条件を付すものとする。

(決定の通知)

第7条 学長は、前項により共催等の許可又は不許可を決定したときは、文書により申請者に通知するものとする。

(施設等の使用)

第8条 申請者は、当該事業等の実施に際し、本学の施設、設備等（以下「施設等」という。）を使用する場合は、「国立大学法人京都教育大学施設使用要領」に定める使用手続により、許可を得なければならない。

第9条 削 除

(事業終了の報告)

第10条 協賛又は後援の許可を受けた申請者は、当該事業等の終了後1ヶ月以内に、本学所定の報告書に、本学の名義が記載された印刷物等を添付し、学長に報告するものとする。

(許可の取り消し)

第11条 学長は、申請者が次のいずれかに該当すると認める場合、共催等の許可を取り消すものとする。

一 本要項の規定に違反したとき

二 提出した申請書、計画書及び他の書類の記載内容に虚偽があったとき

三 「国立大学法人京都教育大学施設使用要領」の規定に違反したとき

四 その他使用許可にあたって本学が付した条件に違反したとき

(その他)

第12条 協賛又は後援を許可した事業等により、申請者に生じた損害については、本学は一切の責任を負わないものとする。

(事務)

第13条 本要項に関する事務は、総務・企画課及び関係各課において処理する。

附 則

1 この要項は、平成23年9月12日から施行する。

2 学術に関する会議等の共催手続及び後援名義の使用手続に関する要項（平成17年6月8日制定）は廃止する。

附 則

この要項は、平成25年9月30日から施行し、平成25年8月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。